

記載例

農地所有適格法人報告書

自 ○年○月○日
至 ○年○月○日

法人の事業年度

年 月 日

美唄市農業委員会会長 宛

主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者氏名

印

電話番号

下記のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

記

1 法人の概要

経営面積(ha)	田	20.0
	畑	10.0
	採草 放牧地	
	合計	30.0

法人形態

株式会社

農事組合法人
株式会社
特例有限会社

内訳

市内・市外別に記載。

市町村別		面積(ha)		面積(ha)		面積(ha)		面積(ha)
美唄市	田	15.0	畑	10.0	採草 放牧地		合計	25.0
〇〇市	田	5.0	畑		採草 放牧地		合計	5.0
	田		畑		採草 放牧地		合計	30.0

2 農地法第2条第3項第1号関係

(1) 事業の種類

農 業		左記農業に該当しない事業の内容
生産する農畜産物	関連事業等の内容	
米・小麦・大豆	農作業受託	除雪

生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超える農畜産物の名称を記載。
50%を超えない場合は粗収益の多いものから3つを記載。

ア農畜産物を原材料として使用する製造又は加工
イ農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
ウ農業生産に必要な資材の製造
エ農作業の受託
オ農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営等
※関連した事業をしていなければ記載しない

(2) 売上高

年度	農 業 (円)	左記農業に該当しない事業 (円)
2年前(実績)	20,000,000	1,000,000
1年前(実績)	22,000,000	1,500,000
今回報告する事業年度の実績額	23,000,000	2,000,000
新たな事業年度の見込み額	20,000,000	1,500,000

- 3 農地法第2条第3項第2号関係
- 法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業の売上高の合計
- 「(1)事業の種類」で記入した農業に該当しない事業(除雪等)の金額。左記「農業(円)」の外数で記載。
- (1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)

氏名又は名称	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
		農地等の提供面積(㎡)		農業への年間従事日数		農作業委託の内容
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	
美唄 太郎	30	使用貸借	250,000	300		農業(労務管理や市場開拓等含む)を行う期間のうち稼働している
美唄 花子	20			200	200	
美唄 一郎		構成員は、出資をしている株主・社員・組合員の方で、必ず次のいずれかに該当していなければならない。 1 農地の提供者 2 労働の提供者(常時従事者150日以上) 3 現物出資をする農地中間管理機構 4 市・道・農協・農協連合会 5 物資や役務の享受者等 ※ 労働提供だけの方は「従業員」となりますので、ここに			250	

議決権の数の合計	60	その法人の行う農業に必要な年間総労働日数(事務作業を含む) 300 日
農業関係者の議決権の割合	100	

(2) 農業関係者以外の者((1)以外の者)

氏名又は名称	議決権の数

議決権の数の合計	
農業関係者以外の者の議決権の割合	

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿、株主名簿又は出資者名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

4 農地法第2条第3項第3号及び第4号関係

(1)理事、取締役又は業務を執行する社員すべての農業への従事状況

農業(労務管理や市場開拓等含む)を行う期間のうち、稼働している						
氏名	住所	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み
美唄 太郎	美唄市西3条南1丁目1-1	代表取締役	300	300	270	270
美唄 花子	美唄市西3条南1丁目1-1	取締役	200	200	170	170

農作業(労務管理や市場開拓等含まない外作業)を行う期間のうち、稼働している期

(2)重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

(2)については、(1)の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者(原則年間150日以上)であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数(原則年間60日)以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。
また、記載された使用人が確実に法人で雇用されているかどうかを確認できる書類を添付してください。
例:雇用契約書の写し、法人代表者が発行する証明書(任意様式)など

(記載要領)

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含みます。
- (1)その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
- ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - ウ 農業生産に必要な資材の製造
 - エ 農作業の受託
 - オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
- (2)農業と併せ行う林業
- (3)農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- 2 「2(1)事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
- 3 「2(2)売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。
- 4 「3(1)農業関係者」には、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。
複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。
- 5 法人の代表者の氏名の記載を自署する場合においては、押印を省略することができます。

【本様式に添付する書類のチェックリスト】(農地法施行規則第58条関係)

- ☐ ① 定款の写し
※以前に農業委員会に提出していて、その後定款変更していない場合は省略。
- ☐ ② 農事組合法人の場合は組合員名簿、株式会社の場合は株主名簿の写し
※持分会社の場合は、定款で確認できることから添付不要
- ☐ ③ 承認会社が構成員となっている場合には、その構成員が承認会社であることを証する書面とその承認会社の株主名簿
- ☐ ④ 使用人を農作業の従事者とする場合には、その使用人を確実に雇用していることを証する書面(雇用契約書の写し・法人代表による証明書など)
- ☐ ⑤ その他、農業委員会から求められた参考となるべき書類